

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第30号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 次条及び第14条の3に規定する職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124以上100分の315以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び第14条の3において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の148以上100分の375以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の124未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の133.5以上100分の148未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の102</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92.5以下</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の111.5以下</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の87.5以上262.5以下</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 次条及び第14条の3に規定する職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の126.5以上100分の322.5以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び第14条の3において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の150.5以上100分の382.5以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の115以上100分の126.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の136以上100分の150.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の104.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の124.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の95以下</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の114以下</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の90以上100分の270以</u></p>

<p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の71以下</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第14条の3 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例 (令和4年岩手県条例第39号) 第2条の規定に基づき採用された職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5以上</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.5以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の56以下</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">下</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の80</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の73.5以下</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第14条の3 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例 (令和4年岩手県条例第39号) 第2条の規定に基づき採用された職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の54以上</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の64以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の51</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の61</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の48.5以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.5以下</u>)</p> <p>2 [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 次条及び第14条の3に規定する職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の126.5以上100分の322.5以下</u> (給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び第14条の3において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の150.5以上100分の382.5以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の115以上100分の126.5</u></p>	<p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 次条及び第14条の3に規定する職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125.25以上100分の318.75以下</u> (給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び第14条の3において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の149.25以上100分の378.75以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の113.75以上100分の</u></p>

未満（特定幹部職員にあつては、100分の136以上100分の150.5未満）

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の104.5（特定幹部職員にあつては、100分の124.5）

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の95以下（特定幹部職員にあつては、100分の114以下）

2・3 [略]

第14条の2 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の90以上100分の270以下

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の80

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の73.5以下

2 [略]

第14条の3 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の54以上（特定幹部職員にあつては、100分の64以上）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の51（特定幹部職員にあつては、100分の61）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の48.5以下（特定幹部職員にあつては、100分の58.5以下）

2 [略]

125.25未満（特定幹部職員にあつては、100分の134.75以上100分の149.25未満）

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の103.25（特定幹部職員にあつては、100分の123.25）

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の93.75以下（特定幹部職員にあつては、100分の112.75以下）

2・3 [略]

第14条の2 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の88.75以上100分の266.25以下

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の78.75

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の72.25以下

2 [略]

第14条の3 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52.75以上（特定幹部職員にあつては、100分の62.75以上）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の49.75（特定幹部職員にあつては、100分の59.75）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.25以下（特定幹部職員にあつては、100分の57.25以下）

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。